

以下の3点についてお知らせするもの。

○外国人の新規入国制限の見直し

○入国時検査及び入国後待機の見直し

○入国前手続き（「ファストトラック」・「Visit Japan Web サービス」）について

事務連絡

令和4年10月7日

各都道府県教育委員会指導事務担当課

各指定都市教育委員会指導事務担当課

各都道府県私立学校主管課 御中

附属学校を置く各国公立大学法人担当課

構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課

文部科学省総合教育政策局国際教育課

水際対策強化に係る新たな措置（34）に関する留学生の入国について（周知）

平素より高校生の国際交流の推進に御理解・御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

令和4年9月26日付けで、「水際対策強化に係る新たな措置（34）」（以下「措置（34）」という）が公表され、10月11日以降の外国人留学生の受入れに関して変更がありますので、お知らせいたします。

このことについて、各都道府県教育委員会におかれては所管の高等学校、中等教育学校後期課程、特別支援学校高等部（以下「高等学校等」という。）及び域内の指定都市を除く高等学校等を所管する市区町村教育委員会に対して、各指定都市教育委員会におかれては所管の高等学校等に対して、各都道府県私立学校主管課におかれては所轄の高等学校等及び学校法人に対して、各国公立大学法人におかれては管下の高等学校等に対して、高等学校を設置する学校設置会社を所轄する構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体におかれては所轄の学校設置会社及び学校に対して、周知願います。

なお、本事務連絡は高等学校所管課宛てに送付しておりますので、義務教育諸学校を担当していない場合、必要に応じて義務教育諸学校所管課にも御転送くださいますよう、願います。

記

1. 外国人の新規入国制限の見直し

下記、（1）、（2）又は（3）の新規入国を申請する外国人について、日本国内に所在する受入責任者による入国者健康確認システム（ERFS）における申請を求められないこととなります。

- （1）商用・就労等の目的の短期間の滞在（3月以下）の新規入国
- （2）観光目的の短期間の滞在の新規入国
- （3）長期間の滞在の新規入国

2. 入国時検査及び入国後待機の見直し

オミクロン株 (B. 1. 1. 529 系統の変異株) が支配的となっている国・地域 (「水際対策強化に係る新たな措置 (27)」(令和4年2月24日)における「オミクロン株以外の変異株が支配的となっていることが確認されている国・地域」以外の国・地域) からの全ての帰国者・入国者について、原則として、入国時検査を実施せず、入国後の自宅又は宿泊施設での待機、待機期間中のフォローアップ、公共交通機関不使用等を求められないことになります。

3. 入国前手続き (「ファストトラック」・「Visit Japan Web サービス」) について

措置 (34) 等に基づく更なる水際対策の緩和により、留学生を含む外国人の入国が見込まれるところ、今後も入国時の検疫、入国審査、税関手続等の混雑が予想されます。

令和4年5月31日付け事務連絡「各国に対する感染症危険情報の発出 (レベルの引下げ及び維持)」及び「水際対策強化に係る新たな措置 (28) に基づく国・地域の区分」等についてにおいて、「ファストトラック」・「Visit Japan Web サービス」の利点の周知についてお願いしておりますが、引き続き入国前手続き (「ファストトラック」・「Visit Japan Web サービス」) 利用促進のための周知をお願いします。

【 参考 】

- ・ 外務省 HP 「新型コロナウイルス感染症に関する新たな水際対策措置 (2022 年 10 月 11 日適用)」
https://www.anzen.mofa.go.jp/info/pwideareaspecificinfo_2022C083.html
- ・ 厚生労働省 HP 「水際対策」
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00209.html
- ・ 厚生労働省 HP 「水際対策強化に係る新たな措置 (34)」
<https://www.mhlw.go.jp/content/000993077.pdf>
- ・ 厚生労働省 HP 「水際対策強化に係る新たな措置 (27)」
<https://www.mhlw.go.jp/content/000901649.pdf>
- ・ ファストトラックについて
<https://www.hco.mhlw.go.jp/fasttrack/>
- ・ Visit Japan Web サービスについて
https://www.digital.go.jp/policies/posts/visit_japan_web

<本事務連絡担当連絡先>

文部科学省総合教育政策局国際教育課国際理解教育係

代表 : 03-5253-4111 (内線 3487)

E-mail : kouryu@mext.go.jp